

<@nifty 光 利用規約>

第 1 章 総則

第 1 条 (利用規約)

1.本サービスは、ニフティ株式会社（以下、「ニフティ」といいます。）が東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といい、また「NTT 東日本」と総称して「NTT」といいます）から光コラボレーションモデルとして提供を受ける「卸電気通信役務」を利用して提供する IP 通信網サービスから構成されます。

2.本サービスは@nifty サービスの一つであり、本サービスの利用に関し、本利用規約に定めのない事項については、ニフティが別途定める「@nifty 会員規約」および「@nifty 法人会員規約」（以下併せて「@nifty 会員規約」といいます。）の定めが適用されます。本利用規約の定めと@nifty 会員規約の定めとが抵触するときは、本利用規約の定めが優先して適用されるものとします。

3.ニフティは、本利用規約の変更の必要性、変更後の内容の相当性その他一切の事情に鑑み合理的に必要と認める場合、いつでも契約者の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。

4.前項に基づきニフティが本利用規約を変更するときは、あらかじめ@nifty 規約ページにおいて、またはニフティが相当と認める方法により、本利用規約を変更する旨、変更内容および変更の効力発生時期を掲載し、周知するものとします。但し、上記に拘わらず、当該変更が契約者一般の利益に適合するときは、並びにあらかじめ周知することができないやむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。

5.ニフティは、本利用規約の定めに従い、また、NTT が別途定める「IP 通信網サービス契約約款」（以下「IP 約款」といいます）に準拠し、て、本サービスを提供します。本サービスの利用料金は本利用規約別紙において定めるものとします。

6.IP 約款は、以下のウェブサイトを確認することができます。改訂された場合は、それぞれ改訂後のものが適用されます。

NTT 東日本：<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

NTT 西日本：<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>

第 2 条 (定義)

本利用規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1)本サービス：「@nifty 光」の名称で、NTT が提供する光コラボレーションモデルを活用しニフティが提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称

(2)本サービス契約：本サービスを利用するための契約

(3)契約者：@nifty の会員のうち、本利用規約に基づき本サービス契約が成立した者

(4)電気通信設備：電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

(5)電気通信回線設備：電気通信設備のうち、電気通信を行うための送受信場所間の通信で、構成設備として路設備およびこれと一体として設置される交換設備、およびこれらの附属設備

- (6)電気通信サービス：電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (7)フレッツ光：IP 約款に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービス
- (8)新規申込：フレッツ光を利用されていない契約者が、ニフティに、本サービスの申込みを行うこと
- (9)転用：NTT が提供するフレッツ光サービスをすでに利用している利用者が、ニフティに、当該フレッツ光サービスの契約を本サービスに契約変更すること
- (10)転用番号：転用に際し、本サービスの契約申込みをするため、事前に NTT から取得すべき所定の番号
- (11)契約者回線：本サービス契約に基づき、取扱所交換設備と本サービスの申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
- (12)事業者変更：光コラボレーションモデルで光アクセスサービスをご利用中の利用者が、他の光コラボレーション事業者の提供する光アクセスサービスへ工事不要で移行すること

第 2 章 契約の成立

第 3 条（本サービス契約の成立等）

- 1.ニフティは、1 の契約者回線ごとに 1 の本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1 の本サービス契約につき 1 人に限ります。
- 2.本サービス契約は、本サービスの利用希望者がニフティの別途定める手続きに従いニフティへ申込み（以下、申込みを行った者を「申込者」といいます。）、ニフティが審査の上これを承諾した時点をもって成立するものとします。申込者が本サービス契約の申込みを行った時点で、本利用規約の内容に対し承諾したものとみなします。
- 3.新規申込の場合、本サービスの工事完了日に本サービス契約が成立するものとします。
- 4.転用の場合、ニフティが転用受付手続きの完了を確認した日に契約が成立するものとします。ニフティは、NTT 東日本または NTT 西日本と転用申込者との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その契約者に代行して NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。転用申込者は、ニフティがかかる手続きを行うために必要な範囲内で、ニフティに申告した事項（転用番号を含みます。）を NTT 東日本または NTT 西日本に提供することに同意します。
- 5.ニフティは、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないまたは成立した契約を取り消すことがあります。
 - (1)申込者が@nifty 会員規約第 8 条（申込の不承諾）第 1 項各号の一にでも該当するとき
 - (2)申込者の本人確認ができないとき
 - (3)申込者自身が利用する件数としては不自然であるとニフティが判断する複数の件数の申込みがあったとき（申込書記載の申込者の氏名・名称が異なっている場合であっても、同一の申込者による申込みであるとニフティが判断したときを含みます。）
 - (4)本サービス契約の成立から 60 日以内にニフティ所定の方法により、利用料金の決済方法の登録が完了しないとき

(5)その他ニフティが本サービス契約を締結することを不相当と判断した場合。

第 3 章 本サービス

第 4 条 (本サービスの内容)

- 1.本サービスの提供区域は、NTT が定めるとおりとします。詳細は本サービスのお申込みの際にご確認下さい。なお、サービス提供区域は変更される場合があります。
- 2.本サービスの内容、利用料金は、本利用規約およびその他ニフティが定める所定の条件によるものとします。
3. 利用会員は、@nifty v6 サービスを無料でご利用いただけます。@nifty v6 サービスの利用にあたっては「[@nifty v6 サービス利用規約](#)」に従うものとします。

第 5 条 (通信速度)

- 1.ニフティが本サービスに関して定める通信速度は理論上の最高値を表したものであり、通信設備、接続状況、サービス契約者が保有する情報通信機器、回線の混雑状況、ネットワーク環境、そのほかの理由により変化するものであることを、サービス契約者は了承するものとします。
- 2.ニフティは、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

○通信速度

タイプ	プラン	速度	品目
@nifty 光ホーム	3 年プラン /2 年プラン	下り最大 1Gbps 上り最大 1Gbps	ギガファミリー・スマート/ファミリー ギガライン/ファミリー・スーパーハイ スピードタイプ準相当
@nifty 光マンション	3 年プラン /2 年プラン	下り最大 1Gbps 上り最大 1Gbps	マンション・ギガライン/ギガマンショ ン・スマート/マンション・スーパーハ イスピードタイプ準相当
@nifty 光ホーム	3 年プラン /2 年プラン	下り最 200Mbps 上り最 100Mbps	ファミリー・ハイスピード相当
@nifty 光マンション	3 年プラン /2 年プラン	下り最 200Mbps 上り最 100Mbps	マンション・ハイスピード相当
@nifty 光ホーム	3 年プラン /2 年プラン	下り最 100Mbps 上り最 100Mbps	ファミリー相当
@nifty 光マンション	3 年プラン /2 年プラン	下り最 100Mbps 上り最 100Mbps	マンション相当

※上記速度表示は理論値です。必ずしもこの速度が保証されているものではなく、サービス契約者の通信環境や接続の時間帯等によっては、通信速度が低下する場合、接続が不安定になる場合があります。

第 6 条 (端末設備)

1. サービス契約者は、本サービスの利用にあたり、ニフティが別途指定する端末設備を使用するものとします。
2. 端末設備は、本サービスにおいてニフティが提供するサービスの一部を構成し、その提供条件などは IP 約款第 54 条を含むニフティが別途に定める規定によるものとします。

第 7 条 (帯域の制御)

1. 多くのお客様へインターネットを快適な状態・環境で利用していただくために、通信経路が混雑した場合、通信速度を一時的に制御する場合があります。その結果、通信速度が低下する場合があります。通信速度の制御は、通信経路の混雑が緩和され次第、解除します。

詳しくは「[@nifty 接続サービス](#)」の[通信品質向上のための取り組みについて](#) をご覧ください。

第 4 章 利用料金

第 8 条 (利用料金等の発生)

1. 本サービスの利用料金は別紙に定めるとおりとします。
2. 契約者は、別途ニフティが定める方法にしたがい、プラン変更または本サービス契約の解除を行うことができます。
3. 本サービス契約が終了した場合においては、終了原因の如何を問わず、契約者は契約終了日の属する月までの利用料金をニフティに支払うものとし、ニフティは利用料金の日割り返金その他一切の返金はいりません。
4. 契約者の都合により、各プラン所定の契約期間満了前に本サービス契約を終了させる場合（契約者による契約解除であるか、契約者が利用料金を支払わない等の理由によりニフティが行った契約解除であるかを問いません。）においては、契約者は、ニフティに対して、利用料金とは別に、料金表に定める解除手数料を支払うものとします。
5. 事業者変更により、ニフティと本サービス契約を締結する場合、またはニフティとの本サービス契約を解約する場合は、ニフティに対して料金表に定める事業者変更（新規）手数料または事業者変更（解除）手数料を支払うものとします。

第 9 条 (au スマートバリュー)

1. 契約者は、KDDI がニフティと連携して行う「au スマートバリュー」の適用、案内などを行うために、契約者の氏名、住所、電話番号、ならびに締結している本サービスの内容、提供開始・解約などの日付など、契約のステータスに関する情報を KDDI 等に対して提供することに同意していただきます。頂戴した情報に基づいて KDDI 等から契約者にご連絡がいく場合もあります。
2. au スマートバリューの申込は、契約者が KDDI 等に対して直接行う必要があります。

3.サービスの解約などにより、KDDI 等の定める au スマートバリュー適用条件を満たさなくなった場合は、au スマートバリューの適用が終了します。

4.au スマートバリューの適用可否は KDDI 等の判断で行われるものであり、本サービスの申込みによって au スマートバリューの適用を受けられることをニフティが保証するものではありません。

5.KDDI 等の判断により、au スマートバリューの内容、適用資格などが変更または廃止などされた場合、またニフティと KDDI 等との連携が解消された場合について、ニフティがこれらの点に関していかなる保証も行わないことを契約者は了承するものとします。

第 5 章 契約期間

第 10 条 (契約期間)

- 1.本サービスのご利用プランには、その契約期間により【別紙】に定めるとおりのプランがあります。
- 2.契約期間は満了後に自動更新されます。契約更新月（契約満了月の翌月）以外にコース変更またはサービスを解除された場合、解除手数料がかかります。解除手数料は、ご利用開始月にコース変更またはサービス解除された場合にもかかります。
- 3.ご利用開始月は@nifty 光の開通月、または、@nifty 光への乗り換え完了月を指します。
- 4.契約期間は、ご利用開始月の翌月 1 日から起算します。
- 5.解除手数料は別紙に定めるとおりとします。

第 6 章 (サービスの停止および解約)

第 11 条 (サービスの停止および解約)

1. 契約者が、本利用規約に違反した場合、@nifty 会員規約第 18 条の一に該当するとニフティが判断した場合、または本サービス契約成立後に本利用規約第 3 条（本サービス契約の成立等）第 5 項各号に該当する事由の存在が判明した場合、ニフティは、事前に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を、ニフティが相当と判断する期間停止し、または本サービス契約を解約できるものとします。

2.ニフティは、会員が以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合またはそのおそれがあると判断した場合、契約者への本サービス提供を停止または制限し、または本サービス契約を解約できるものとします。

(1) ニフティが提供する他のサービスで、本サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。

(2) 本サービスに関するニフティの業務の遂行またはニフティの設備、機器、システム等に障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(3) 一定時間内にニフティ所定の基準を超えるトラフィック量を送信し、ニフティの設備に対して想定外の負荷をかけ、または、サービスの安定提供に影響を与え、または与えるおそれがある場合。

- (4) ニフティより付与されている IP アドレスを通常以外の方法で利用することにより、第三者の通信、またはニフティ設備に悪影響を与えるおそれがある場合。
- (5) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、ニフティ以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線またはニフティの提供する電気通信サービスに係る電気通信回線をニフティの承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合にニフティが行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）（以下「技術基準」といいます。）および端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (7) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき、またはそのおそれがあるとき。
- (8) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
- (9) サービス契約者の料金等の支払意思が確認できないとき。
- (10) ニフティが指定する方法による、有効な決済手段の登録がなされないとき、登録された決済手段による決済ができないとき、またはそのおそれがあるとき。
- (11) 破産または個人再生手続等法的倒産手続の申立があった場合。
- (12) その他、ニフティが適当でないと判断する場合。
3. 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、ニフティは、当該サービス契約者が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止し、または本サービス契約を解約することができるものとします。
4. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービスの停止・制限原因が解消されるまで、または利用契約が解除されるまでの間については、サービス契約者は料金等の支払義務を免れないものとします。また、ニフティは本条に基づく本サービスの利用の停止または制限によりサービス契約者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 本条の規定にかかわらず、ニフティは本サービスの停止義務を負うものではありません。

第 7 章（本サービスの変更または廃止）

第 12 条（本サービスの変更または廃止）

- ニフティは、一定の予告期間をもって、ニフティ所定の方法(Web サイトに掲載する方法など)にてサービス契約者に通知することにより、本サービスの変更または廃止をすることがあります。
- ニフティは、前項による本サービスの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 8 章（損害賠償）

第 13 条（責任の制限）

1.ニフティは、本サービスを提供すべき場合において、ニフティの責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合、その他ニフティが損害賠償責任を負う場合は、@nifty 会員規約 第 8 章 損害賠償 第 35 条（責任の制限）に準じて損害賠償に応じるものとします。

第 14 条（免責）

1.ニフティは、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物などに損害を与えた場合に、それが電気通信設備撤去などの塗装剥離など、やむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2.ニフティは、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

3.ニフティは、契約者が本サービスを利用することにより得た情報など（コンピュータープログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負わないものとします。

4.ニフティは、サービス契約者が本サービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止もしくは削除されたこと、または掲載停止もしくは削除されなかったことに起因して、当該契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由の何処にかかわらず、一切責任を負わないものとします。契約者が、本サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、ニフティを一切免責するものとします。

第 15 条（通信速度、安定性の非保証）

1.ニフティは、本サービスの通信速度、通信の安定性につきいかなる保証も行いません。サービス契約者は、ニフティが定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の原因により変化するものであることを了承するものとします。

附則：本利用規約は、2019 年 7 月 1 日より実施されます。

本利用規約は、2020 年 12 月 14 日より改定実施されます。

以上

別紙

【契約期間】

- ・ 2 年プラン（自動更新）
- ・ 3 年プラン（自動更新）

【料金表】

■ 料金表示について

本文中の料金／価格につきましては、すべて税抜表示です。別途消費税がかかります。詳しくは、以下 URL をご覧ください。<http://www.nifty.com/wnew/sougakuhyoji/>

【初期費用】

区分	タイプ	料金
初期契約手数料	ホームタイプ/マンションタイプ	2,000 円
乗り換え手数料（※）	ホームタイプ/マンションタイプ	2,000 円
事業者変更（新規）手数料	ホームタイプ/マンションタイプ	3,000 円

※すでにフレッツ回線をご利用中の場合、新規回線契約料はかかりません。

※NTT が提供しているフレッツ光サービスから@nifty 光へ転用した場合、乗り換え手数料が発生します。

※事業者変更で@nifty 光へ申込、開通した場合、事業者変更（新規）手数料が発生します。

【工事費】

区分	タイプ	料金（分割払い）
回線工事費	ホームタイプ	18,000 円（600 円×30 回払い）
	マンションタイプ	15,000 円（500 円×30 回払い）

※代表的な工事の場合の金額となります。

※工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

※土日や休日に派遣工事を実施する場合は、別途工事費 3,000 円（税抜）がかかります。

工事費の詳細につきましては、@nifty 光 工事費一覧にてご確認ください。

@nifty 光 工事費一覧（新設工事）

https://setsuzoku.nifty.com/niftyhikari/pdf/kouji_shinki.pdf

@nifty 光 工事費一覧（品目変更工事）

https://setsuzoku.nifty.com/niftyhikari/pdf/kouji_norikae.pdf

※乗り換えの場合は申込み内容によって工事が発生しない場合があります。

※ NTT 東日本が提供しているフレッツ光サービスを利用しかつ開通工事費の残額がある状態で

@nifty 光へコース変更した場合、残額を一括でニフティへお支払いいただきます。

【月額料金】

区分	タイプ	料金
月額利用料	ホームタイプ	5,200 円
	マンションタイプ	3,980 円

無線付きホームゲートウェイレンタル料

区分	タイプ	エリア	料金
ホームゲートウェイレンタル料	ホームタイプ/マンションタイプ	NTT 東日本エリア	300 円
		NTT 西日本エリア (※)	100 円

※NTT 西日本エリアでは、@nifty 光電話の利用が条件となります。

【解除手数料】

区分	タイプ	プラン	更新月	更新月以外
解除手数料	ホームタイプ/マンションタイプ	3 年プラン	0 円	20,000 円
		2 年プラン	0 円	9,500 円

※更新月以外にサービス解除された場合は、上記解除手数料を請求させていただきます。契約期間は満了後に自動更新されます。

※サービス解除時に回線工事費（分割払い）の残額がある場合は、残額を一括して請求させていただきます。

※サービス解除月の月額費用は全額かかります。

【事業者変更（解除）手数料】

区分	タイプ	料金
事業者変更（解除）手数料	ホームタイプ/マンションタイプ	3,000 円

以上